別表第二十二付表第一

コードID	コード名	コード値	コード値の内容	備考
001	就学援助申請区分	1	継続	
		2	新規	
		3	継続（電子申請）	学齢簿編製システムへ連携する審査に関する情報
		4	新規（電子申請）	
002	就学援助申請理由及び認定理由	01	所得または収入が認定基準額未満（以下）	就学援助システムに係る機能標準化基準（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第40号）第６条第１項の基準をいう。以下この表において同じ。）における認定基準マスタ管理の認定基準よりコード値を設定
		02	生活保護法に基づく保護の停止または廃止	
		03	市区町村民税の非課税	
		04	市区町村民税の減免	
		05	国民年金保険料の免除	
		06	国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	
		07	児童扶養手当の支給	
		08	個人の事業税の減免	
		09	固定資産税の減免	
		10	生活福祉資金による貸付け	
		11	所得または収入が特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額未満（以下）	
		12	生活保護法に基づく保護の開始	
		99	その他	住民記録システムから連携される住民情報
003	就学援助申請取消理由及び認定取消理由	01	転出	就学援助システムに係る機能標準化基準における申請取消にて「【理由】転出や所得変更等による、申請者からの申請取消の申し出に対応するために必要となる機能である。」とあるため
		02	所得変更	
		03	辞退	
		04	世帯構成の変更	
		99	その他	
005	転帰	001	治癒	国民健康保険システムから連携される個人の国民健康保険料の減免の有無に関する情報
		002	繰越	国民年金システムから連携される国民年金の保険料の免除に関する情報
		003	中止	
006	疾病名	001	トラコーマ	
		002	結膜炎	
		003	白癬（はくせん）	
		004	疥癬（かいせん）	
		005	膿痂疹（のうかしん）	固定資産税システムから連携される個人の固定資産税の減免に関する情報
		006	中耳炎	
		007	慢性副鼻腔炎（まんせいふくびくうえん）	